



可視化時代の取調べ 技法：カナダにおけ る新たな取調べ技法 導入の試み

山田直子(関西学院大学) & 指宿信 (成城大学)

刑事司法研究会

2025年7月13日

Naoko Yamada-Furuta & Makoto Ibusuki

注：Royal Canadian Mounted Police（カナダ王立騎馬警察）
の制服を着ているダック

AGENDA

00-01 はじめに～研究動機と研究活動

02 取調べ技法に関する日加の法的状況比較

03 カナダにおける取調べに関する最高裁判例

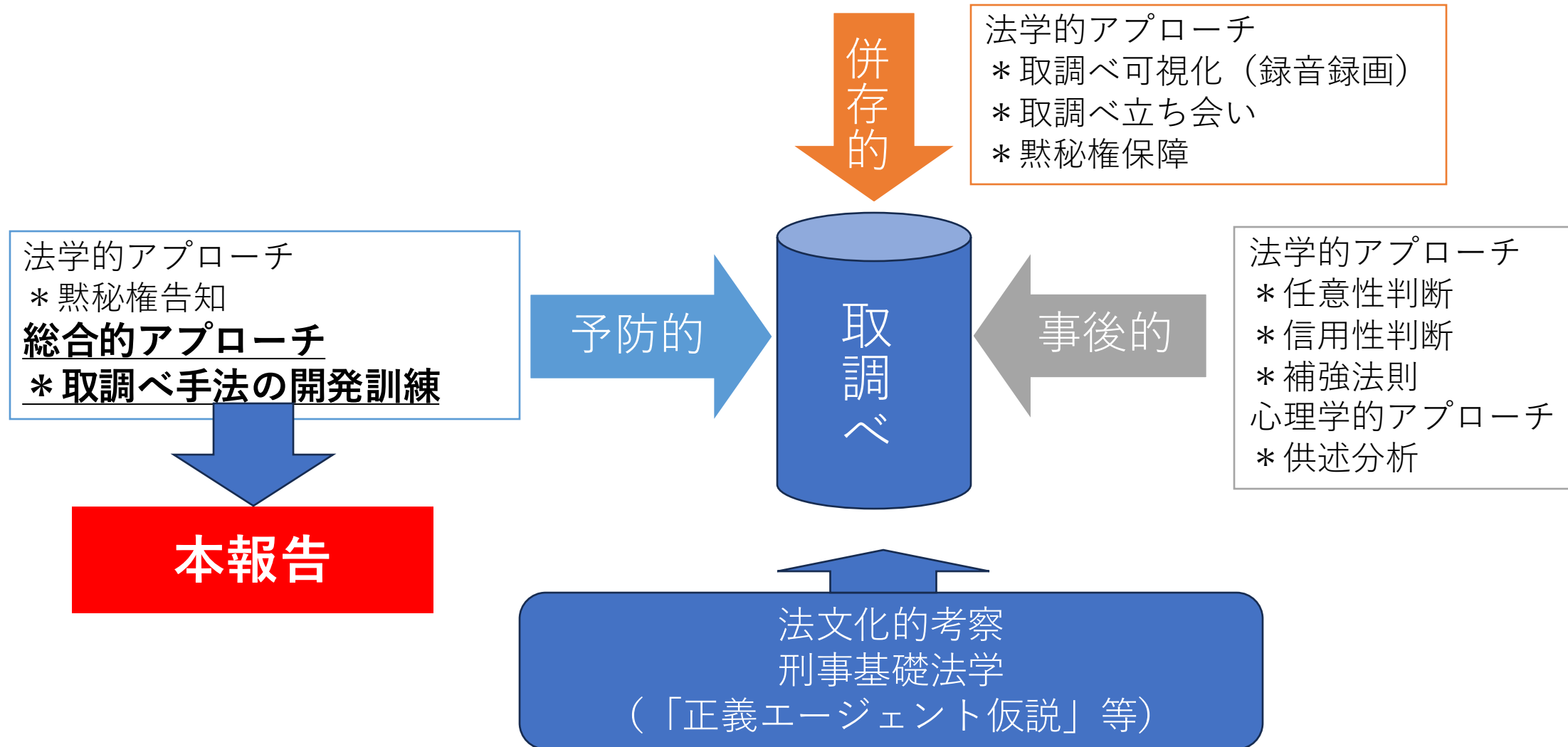
04 カナダにおける取調べ技法に対する厳しい批判

05 カナダにおける調査と研究

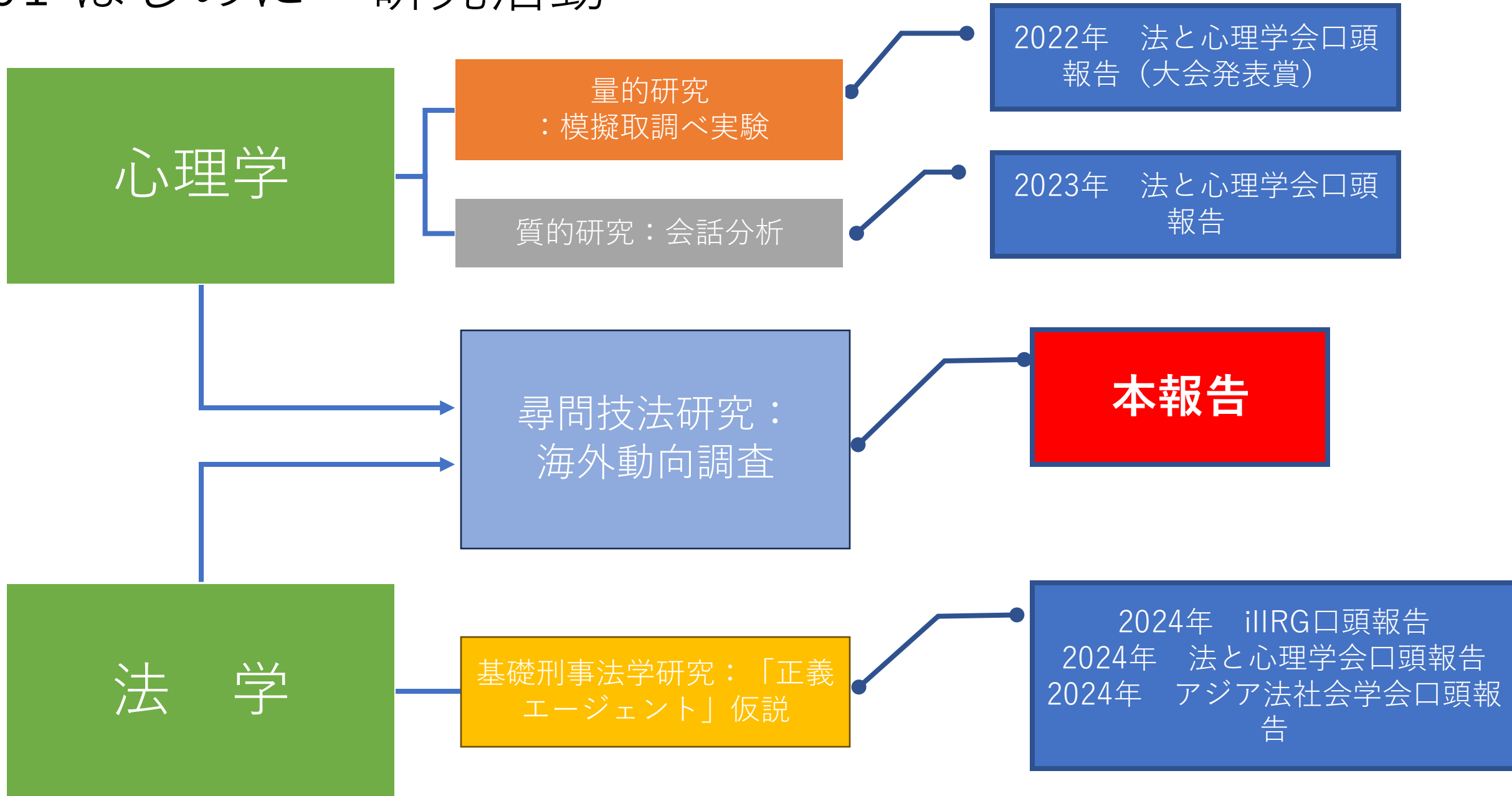
06 カナダにおける新たな取調べ技法の概要

07 おわりに

00～はじめに 研究動機



01 はじめに～研究活動



02 取調べ技法に関する日加の法的状況比較

	日本	カナダ	
自白法則	あり	あり	
黙秘権保障	あり	あり（権利章典）	加：英国流の黙秘権行使の証拠利用は不可
弁護人立会	なし	なし	加：最高裁判例は5対4の僅差で否定
録音・録画	あり（裁判員裁判・検察独自捜査）	あり（重大事案全て）	加：録音録画は法令ではなく運用で実施
取調べ技法	なし（但し、犯罪捜査規範等通達、「従来型」取調べテキスト）	なし（但し、重要判例群、新取調べ技法開発・移行中）	日：警察庁において2012年に「取調べ・基礎編」が作成された

- * 日本とカナダの法的状況が似ている > 米国とは違いが大き過ぎ
- * 日本とカナダでは憲法上、黙秘権保障が認められている
- * リード・テクニック型の取調べからの脱却の必要が日本と類似

03 カナダに おける取調べ に関する最高 裁判例

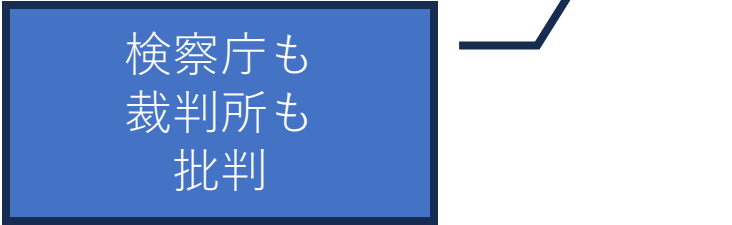
オイクル判決（2000年）多数意見：自白の任意性を否定する要因としては、単独でまたは複合して当局からの明示的または黙示的な脅しがされたり、約束がされたり、明示的または黙示的な脅迫がされたり、尋問が威圧的で長時間に及んだり、取調べが睡眠、食事、水を提供しないでおこなわれた場合に限られる。反対意見：当局からの様々な不適切な誘導や不当な誘導に反応してなされたものである場合、任意性は否定される

シン判決（2007年）多数意見：被拘禁者が黙秘権を主張した場合、警察は取り調べを中止しなければならない。だが、被拘禁者が警察官によって尋問された場合、第7条の黙秘権は警察が提供している保護以上の保護を提供するものではない。反対意見：いったん主張された被拘禁者の沈黙の権利は尊重されるべきであり、意図的にそれを損なうようなことはあってはならないと強調

シンクレア判決（2010年）多数意見（5名）：カナダ憲章第10条(b)が拘禁中の被疑者に対する取調べに弁護人が立ち会うことを要求するという主張を退ける。反対意見：憲章第10条(b)は、身柄拘束中に弁護士を同席させる権利を保証するものではないとの多数意見の意見に同意しつつ、第10条(b)が弁護人から継続的に助言を受ける権利を保障するものではないとする多数意見の判示が過度に制限的であるとして批判

04 カナダにおける取調べ技法に対する厳しい批判

検察庁も
裁判所も
批判



カナダ連邦検察局「誤判原因に関する報告書」（２００４年）「警察の捜査官および検察官は、警察による自白の存在、原因、心理について、なぜ一部の人が犯してもいない罪を自白するのか、また、その過程の信頼性を高めることを目的とした被疑者（および証人）の適切な事情聴取の手法についての研修を受けるべきである」と勧告した

R. v. **Thaher** 事件判決（オンタリオ州、２０１６年）リード・テクニックについて「粗雑な警察のやり方であり、強制的なものであり、偽りの自白を引き出すものである」と評した

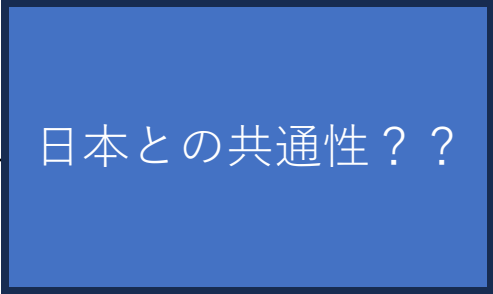
R. v. **Goro** 事件判決（同州、２０１７年）「リード・テクニックの使用、またはそれに類似した手法の使用は、自動的に供述を証拠能力のないものとするものではない。しかし、この手法は本質的に強制的なものであり、そのため、司法界ならびに学界から多くの批判の対象となっている」と指摘した

05-1 調査と研究

- 2年半にわたるフォーカスグループによるリード・テクニックとPEACEモデル双方の利点検討の両方の利点を検討
- 得られた結論
 - ① 被疑者取調べの中心的なアプローチは、非告発的な取調べであるべき
 - ② カナダの法律で支持されている説得や告発的な手法は、特定の状況下では依然として適切である（リード・テクニックの影響）・・・両者の強みを生かすため混合的手法が有用
 - ③ 主観的な真実性テストよりも客観的な真実性テストがより重要
 - ④ 段階的な取調べ手法(Phased Interview Model: PIM)の開発

05-2 リード・テクニックの段階的アプローチ

- ❶ 被尋問者が有罪であることを前提に尋問者は向き合い、取調べ理由を告知する
- ❷ 感情的な犯罪者（罪悪感や羞恥心を持っている）か非感情的な犯罪者かを区別する
- ❸ 否認する被尋問者には尋問者の有罪確信を提示する
- ❹ 異議や言い訳を克服する
- ❺ 否認を克服するための心理テクニックを利用する
- ❻ 否認を諦めたり、供述しようとしたりする態度を示した場合は話題をリードしてやる
- ❼ 被尋問者に犯罪の正当化理由を提示する（＝責任回避の可能性）
- ❽ 犯罪の詳細を言語化させる
- ❾ 口頭でなされた自白を調書化する



日本との共通性??

05-3 リード・テクニックとPEACEモデルの比較 (調査結果)

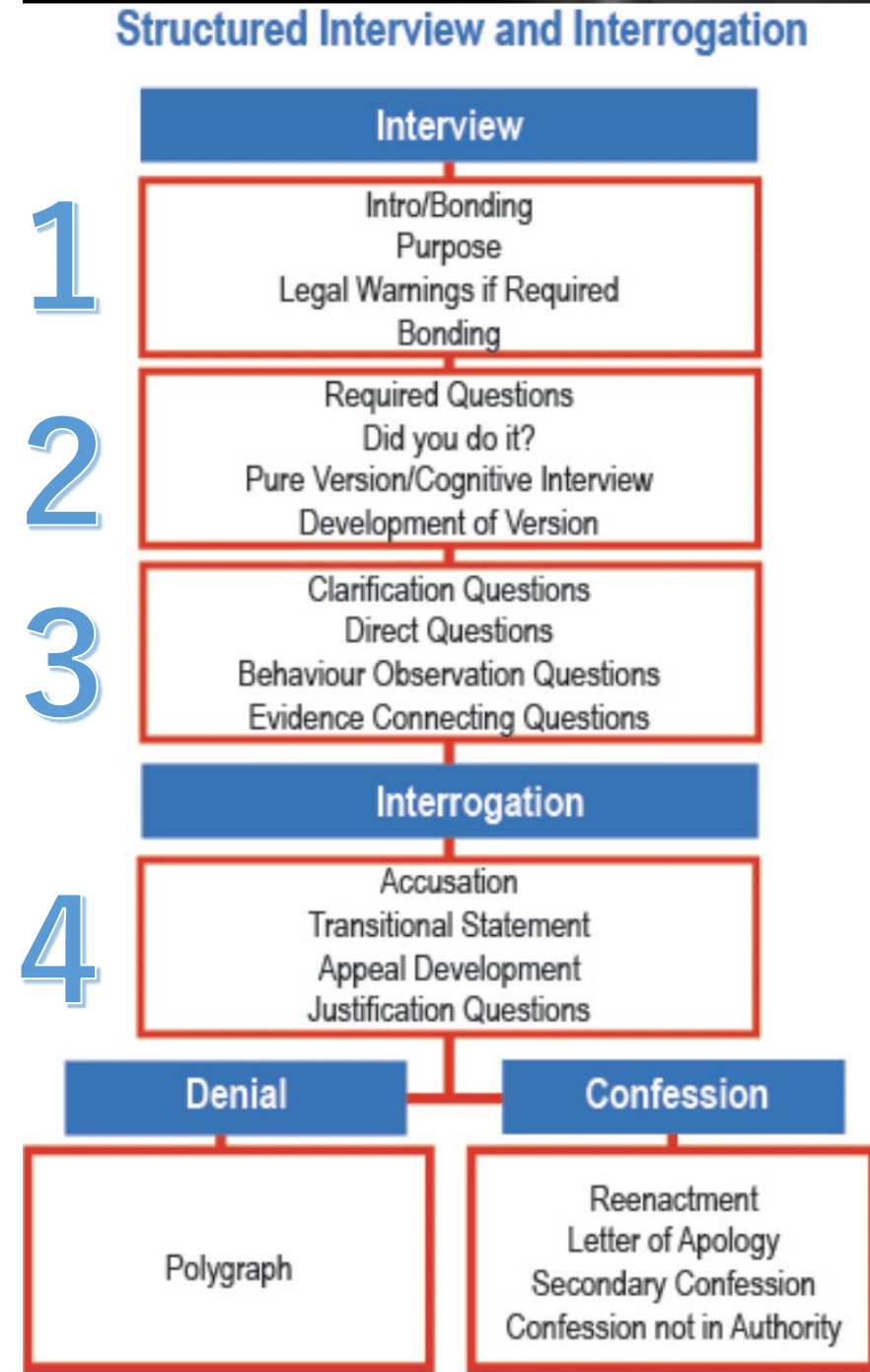
	リード・テクニック	PEACEモデル
長所	・ 被疑者への「説得」力がある（テーマに基づくアプローチ - 道徳的な誘導）	・ 無罪推定 ・ 自白ではなく情報の取得 ・ 任意性確保 ・ 客観的な真実性テスト ・ 科学的な検証に耐える
短所	・ 有罪推定が前提 ・ 主観的な真実性テスト ・ 否定の阻止 ・ 最大化テクニックの推奨 ・ 「実際上の含意」＊ ・ 自白法則違反 ・ 虚偽自白のリスクが高まる ・ 不十分な科学的検証	・ 不利益推論 ・ 「誘導」許されず ・ 「説得」なし ・ 被疑者の関与度に依存

＊注 実際上の含意(practical implication)とは、コミュニケーションの確率的な性質を扱う心理言語学上の現象であり、話し手の発話によって、明示的に述べられていないことや（必ずしも）論理的に暗示されていないことを聞き手が期待する際に生じるもの

06 カナダにおける新たな取調べ技法 (段階的取調べ法：PIM(PHASED INTERVIEW MODEL)の概要(1)

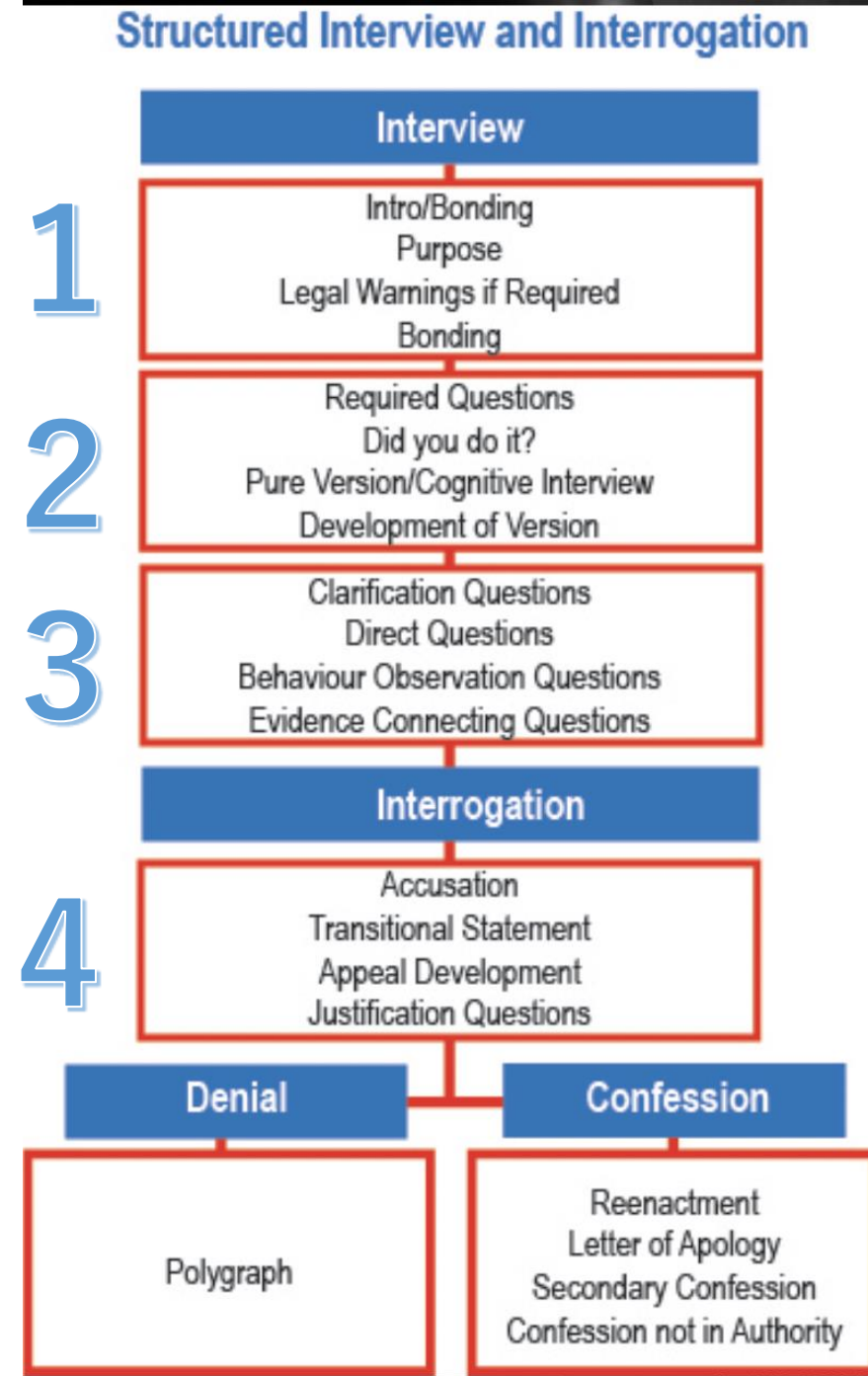
- 第1フェーズ（準備段階）：情報確認。従前供述と収集した情報の評価。被疑者及び犯罪のプロフィール作成。取調べのための戦略的・戦術的情報の特定。主要戦略及び取調べ計画の策定。
- 第2フェーズ：被疑者との対話開始。捜査側の法的義務（デジタル録音など）及び被疑者の諸権利の説明（繰り返し説明）。取調べの意味の明確化、理解度の確認、取調べで期待される事項に関する説明。
- 第3フェーズ：多面的な対話。被疑者とのコミュニケーションの促進・維持。被疑者個人を知るための多様な質問（価値観・信念、ストレス要因、人間関係など）。取調官による中断・否定・反論のない自由な供述。

「インタビュー(interview)」



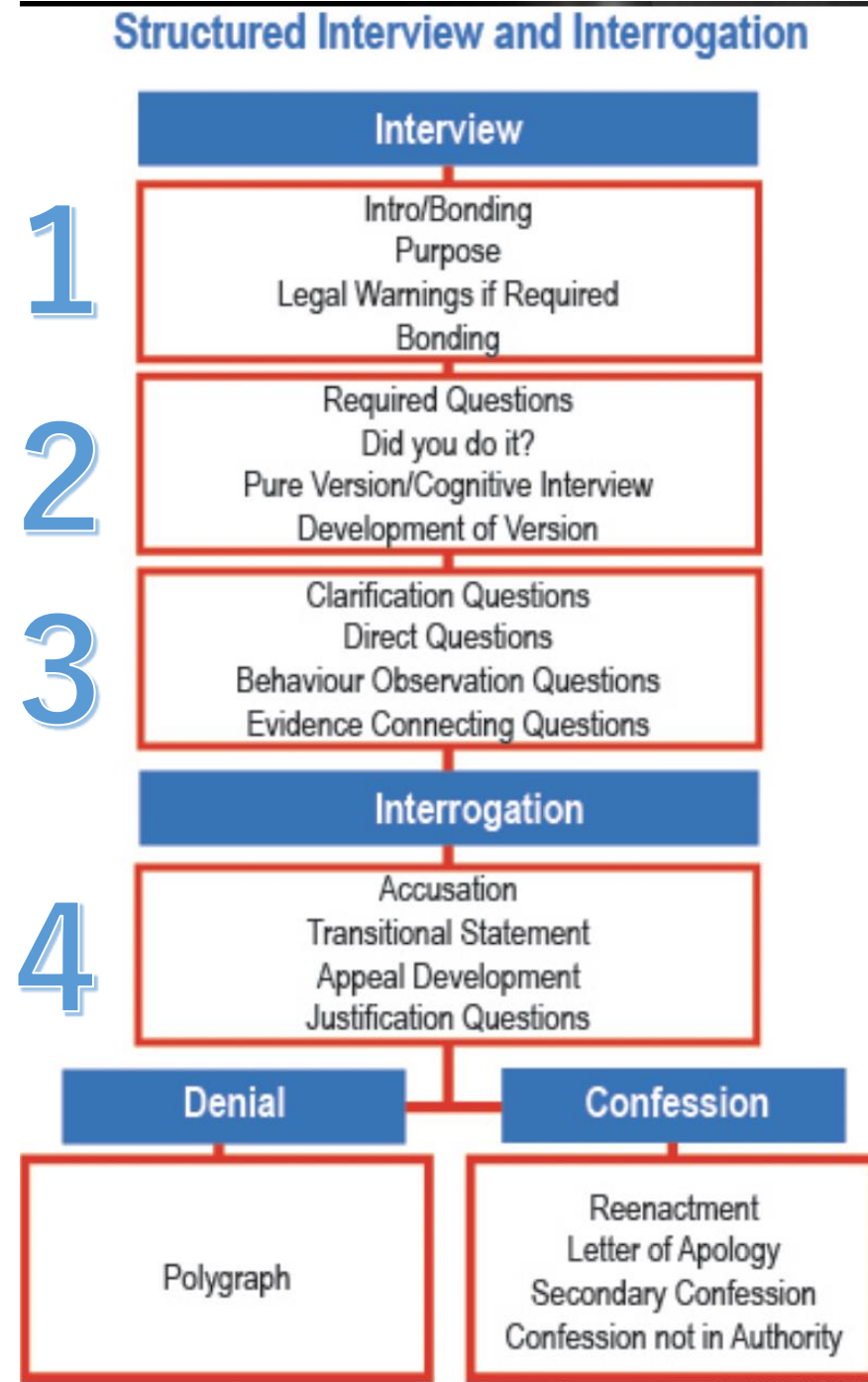
06 カナダにおける新たな取調べ技法 (段階的取調べ法：PIM)の概要（2）

- 第4フェーズ（チャレンジ段階）：被疑者提供情報の非一貫性・不正確性に対する異議出し。①被疑者の供述から検証可能かつ真実部分を要約、②確立された信頼関係維持のため非糾問的方法で矛盾点の提示、により、さらに多くの情報の獲得を目指す。**「尋問(interrogation)」**
- 第4フェーズで取調べ目的が達成されれば、ここで取調べ終了可能。ただし、達成されない場合は、取調官は以下の二つの選択肢を有する。
（1）第1フェーズから第3フェーズまでの“インタビュー”を更に継続するための「再」準備、または（2）被疑者の糾問(accuse)。
- ただし、（2）においても、有罪推定モデルの被疑者・取調官間対立は起こさず、強制なしにオープンな対話を継続させる努力がなされる。



06 カナダにおける新たな取調べ技法 (段階的取調べ法：PIM)の概要(3)

- PIMの特徴：以下の(a)から(c)の場合には、第4フェーズで「糾問と説得」が選択可能（「糾問と説得」はリード・テクニク等の糾問型モデルでは必須だが、純粋な情報収集型のPEACEモデルにはない）。
- (a) 被疑者が不正確または不完全な情報を提供し、チャレンジ段階でこれを修正しようとする試みを拒否した
- (b) 被疑者が対話を拒否し、情報を提供しない
- (c) 被疑者が犯罪に関与していることが合理的に確実
- 「糾問と説得」の目的：捜査中の事件を行ったと疑われていることを被疑者にしっかりと認識させることが目的。但し、被疑者・取調官間「対立」に付随する敵意や不当な圧力は不在。



06-2 カナダ国内での普及状況

- 2014年12月「PIM」採用後、カリキュラムデザイナーの支援によりトレーニングプラットフォーム開発
- 2015年春よりパイロットトレーニングコースが実施された
- 2016年後半にコース内容が最終決定
- 現在このコースは全国で実施されており、BC州では17のコースが実施された
- 前提条件としてオンライン学習が義務付けられている
- PIM採用機関一覧：バンクーバー警察、アボッツフォード警察、BCトランジット警察、RNC、ピール地域警察、グレート・スーダーベリー警察、エドモントン警察、サスカチュワン警察大学、カナダ警察大学等



なぜ、カナダは取調べ技術の改革に手を付けたのか？

参照 1：カナダ連邦検察庁調査報告書（2011,2015 & 2018）

2018年報告書から抜粋・要約

• (4) 虚偽自白問題

- 2011年報告書では、取調べの録音録画、取調べ結果の記録方法の改善、取調べ技法の訓練の導入等が勧告されていた。カナダでは自白の任意性（許容性）に関してその後に判例の発展も見られたことから、暴力の使用をほのめかすような威嚇によって自白を引き出したケースを参考に、信頼性いかにかわらず、かかる供述は証拠として許容されないと指摘する。また、米国で生まれた有名な取調べ手法、リード・テクニクにも言及し、カナダの裁判例でこうした手法に厳しい批判が出ていることを紹介、証拠について被疑者を誤導したり弁護士から受けた法的助言を誹謗する、といった手口で得た供述については、現状の自白法則に照らしても許容されないとした。そして、英国で発展し海外に普及するPEACEモデルを採用することを勧め、カナダ連邦騎馬警察がリード・テクニクとのハイブリッドの手法を開発、各地の警察が捜査に使用し始めていることを紹介する。

- 2011年報告書の勧告を補充するため、本報告書では身体拘束状態にある被疑者のみならず非拘束状態（いわゆる任意捜査段階）の被疑者の取調べにも録音録画を拡大すべきとし、取調べ技法についても訓練を徹底するよう求め、おとりを用いた自白獲得手段についても虚偽自白の危険を最小化する方法が常時確保されていなければならないとした。

検察庁の報告書なのに
タイトルは「危機に瀕
する無実者」！

URL: <https://www.ppsc-sppc.gc.ca/eng/pub/is-ip/index.html>

どのようにカナダは取調べ技術を教育しているのか？

参照 2：王立カナダ騎馬警察の研修プログラム

The screenshot shows the Canadian Police College website. The header includes the Government of Canada logo and navigation links. The main content area is titled 'Investigative Phased Interviewing Course'. It includes a description, format and delivery information, and course details.

Course details

Program area: [Polygraph training](#)

Course code: **IPIC**

[Register](#)

2025

Course registration details

Session(s)	Location	Start date	End date
25-01 English	Ottawa	2025-03-31	2025-04-11
25-02 English	Ottawa	2025-10-20	2025-10-31

Cost

Tuition
\$6,050.00

10日間、60万円
の集中研修！

右：研修事項

- 証人、被害者、または被疑者との面接の準備能力
- 取調べ対象者と対話をおこなう能力
- 汚染を最小化して供述を取得する能力
- 任意性を確保する方法の理解
- カナダ人権憲章の自白に関する要件の理解
- 質のよい記憶を引き出す技術の使用方法の理解
- 非・非難的な面接技術の使用方法の理解
- 矛盾を指摘する能力
- トラウマの兆候を認識し、トラウマに配慮した取調べを実施する能力
- 説得(persuasion)を適切に活用する能力
- 非難的な取調べ技術の使用方法の理解
- 取得した情報の信用性の確保方法の理解
- 取調べの「事後検証評価(Post Corroborative Assessment)」を実施する能力
- 虚偽自白を認識し、予防する能力

URL: <https://cpc-ccp.gc.ca/programs-programmes/polygraph-polygraphe/ipic-cippe-eng.htm>

07 おわりに～カナダ刑事司法の日本への示唆

① カナダでは、えん罪原因が虚偽自白であるという認識が21世紀になり司法界で広く共有されるようになった＝日本では？

I. 裁判所も取調べ改革の必要を判例上指摘＝日本では？

II. 検察・警察も取調べの改革の必要を指摘＝日本では？

② カナダでは、2011年以降、検察・警察がえん罪対策の報告書刊行を重ね、取調べ技術の改革を提案してきた＝日本では？

③ RCMPの研修プログラムのような（国家レベルの）集中的な研修教育が日本でも必要

意識改革

具体的施策

参考資料

私の視点



成城大学教授（刑事訴訟法）

いぶすき まこと
指宿 信

被疑者取り調べで横浜地検の検事に「ガキだよね」などと言われ精神的な苦痛を受けたとして、元弁護士の男性が国に賠償を求めた裁判で、東京地裁は先月、人格を不当に非難する違法な取り調べだったと認定した。今月には大阪高裁が、業務上横領容疑事件の取り調べで「検察なめんな」などと怒鳴り机をたたいて責め立てた検事を刑事裁判にかけるところを決めた。人格を非難して侮辱したり脅したりする取り調べに、裁判所が明確に違法判断を示すようになったことを評価したい。「取り調べの可視化」と呼ばれる録音・録画面度の効果といえる。

これからの取り調べは、「可視化時代」にふさわしい方法に改善していかなければならない。

20世紀後半、英国でも米国でも、自白の強要が原因となって誤判が相次いだ。その対策として両国では、取り調べに弁護人を立ち会わせるとともに、取り調べが録音・録画されるようになった。だが、その後の歩みは両国で大きく分かれていく。

米国では、取り調べの音声や映像をもとに法廷で争われることが珍しくなく、自白の証拠能力を否定する判決も出されるようになった。しかし、裁判によっては、圧迫的で違法な取り調べであっても真実の供述を述べているとして、証拠能力を認めるケースも少なくなかった。その結

強制脱し 抜本的改革を

相次ぐ違法な取り調べ

果、後になって冤罪であることが判明する事案が相次いだ。

これに対して英国では、録音・録画だけでなく取り調べの方法を改善させることにした。取り調べの進め方についての計画立案に始まり、容疑の説明、弁明の要求といった手順が定められた。いずれの段階でも捜査側の見立てを押しつけるのではなく、基本的な相手に語らせる「オープン質問」方式が採られる。そのため英国の刑事裁判では、取り調べの違法性が争われる裁判が激減した。明るみに出てきたいくつもの取り調べが示すように、日本ではいまだに、被疑者や参考人に苦痛を与え、「取調官の意に沿った供述をして、そこから解放されたい」という気持ちにさせる戦略がベースにある。拷問禁止条約で禁じられている「重い苦痛を故意に与える行為」に該当するといわなければならない。

2016年に国連総会に提出された報告書は、専門性の高い取り調べ方法を開発して取調官を訓練し、無罪推定の原則を機能させ、強制や脅迫とならない取り調べの実現に向けて各国の協力を求めた。可視化時代へと進みつつあるいま、英国のような抜本的な改革が不可欠だ。

◆投稿は手紙 asiten@asahi.comへ。採用の場合に、ご連絡します。朝日新聞デジタルにも掲載します。